

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年11月30日 14時00分ごろ
発生場所	三重県志摩郡御座埼北方沖 御座埼灯台から真方位003° 370m付近 (概位 北緯34° 16.4′ 東経136° 45.2′)
事故の概要	遊漁船あすかは、東進中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年12月11日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 あすか、5トン未満（長さ6.80m）
船舶番号、船舶所有者等	271-32728三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 穏やか、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、釣りを終えて帰航中、御座埼北方沖の定置網の間の水路（以下「本件水路」という。）入口近くに漂泊船1隻がいたので、左方に見ながら東進したところ、定置網に進入し、同網が損傷した。 船長は、ふだん本件水路を幾度も行き来しており、定置網の存在を知っていたものの、本事故当時、本件水路入口近くにいた漂泊船に注意を向けながら航行したので、定置網に向かう状態となっていることに気付くのが遅れたと本事故後に思った。
分析	本船は、東進中、船長が、本件水路入口近くにいた漂泊船に注意を向けながら航行したことから、定置網に向かう状態となっていることに気付くのが遅れ、定置網に進入し、同網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、東進中、船長が、本件水路入口近くにいた漂泊船に注意を向けながら航行したため、定置網に向かう状態となっていることに気付くのが遅れ、定置網に進入し、同網が損傷したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ふだん通航する定置網間の水路付近に他船が漂泊している場合、前路の適切な見張りを行って航行すること。

	<ul style="list-style-type: none">・水路を通らざるを得ない場合を除き、定置網を迂回して航行することが望ましい。
--	----------------------------------------------------------------------------------------